

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体
団体名		ユニバーサル志縁センター	
郵便番号		105-0004	
都道府県		東京都	
市区町村		港区新橋	
番地等		4-24-10 アソルティ新橋ビル502	
電話番号		03-6450-1820	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.u-shien.jp/	
		Facebook：https://www.facebook.com/wakamonoSN	
		Twitter：https://twitter.com/wakamono_sp	
		You Tube： https://www.u-shien.jp/jobssupport/	
設立年月日		2011年7月12日（前身団体設立）	
法人格取得年月日		2019年4月1日（公益社団法人）	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イケダ トオル
	氏名	池田徹
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	シラカワ マサオミ
	氏名	白川祐臣
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	17
理事・取締役数 [人]	15
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	16
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	29
-------------	----

団体正会員 [団体数]	21
団体その他会員 [団体数]	8
個人会員・ボランティア数	17
ボランティア人数(前年度実績) [人]	10
個人正会員 [人]	6
個人その他会員 [人]	1

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	20
申請前年度の助成総額 [円]	71,947,416円
助成した事業の実績内容	首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」第6回:13件、18,824,000円／休眠預金活用助成「親に頼れない若者の独り立ちサポート事業助成」7件、53,123,416円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

助成を受けた事業の実績内容	若者支援関連の助成実績 ・ 休眠預金活用助成（下記記載） 就労支援関連の助成実績 ・ 厚生労働省平成27年度社会福祉推進事業生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業 ・ 厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業 ・ 厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業 ・ 厚生労働省平成30年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価実践ガイド普及展開方法検討事業 ・ 厚生労働省令和3年度生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業 多様な地域連携による就労支援のPDCA ・ WAM助成（令和3年度補正予算・コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業）生活困窮者等への中間的就労推進を核にした地域作りワーカー育成事業
----------------------	---

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

公益社団法人ユニバーサル志縁センター定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人ユニバーサル志縁センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、NPO、協同組合、共済組合、企業、労働組合等が協働して、地域の課題に取り組む活動を応援し、社会目的にかなった経済活動や市民活動を助け、ユニバーサル志縁社会の実現を目的とする。

(規律)

第 4 条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ユニバーサルな地域社会づくり支援
2. ユニバーサルな職場（ユニバーサル・オフィス）の普及
3. ユニバーサル農業・環境活動の推進
4. 地域をつなぐ文化芸術活動の推進
5. 社会的企業の主流化促進とNPOと企業の協働の推進
6. その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会において個別に審議の上入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、申し出により任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員等

(種類及び定数)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 10 名以上
- 監事 2 名以内

2 理事のうち、2 名以内を代表理事とする。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事会は、第 2 項で選定された業務執行理事の中から副代表理事、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副代表理事は 3 名以内、専務理事は 1 名とする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 17 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務遂行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する

行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権利を行使し義務を履行すること。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。(ただし、増員された当該監事の選任時が他の在任中の監事の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過している場合は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする)

4 理事及び監事は、第 14 条 1 項で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 19 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 20 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。また、職務を執行した非常勤の役員には、その対価として報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 21 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 48 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 22 条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の

決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行等役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(会長及び顧問)

第 23 条 この法人に、会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長及び顧問の職務)

第 24 条 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 25 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 26 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 27 条 社員総会は、一般法に規定する事項及び以下の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の額又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
 - (5) 入会の基準並びに会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 29 条第 3 項に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 28 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の3分の1以上を有する正会員から、決議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
- 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第29条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載し、法令で定めるところにより社員の承諾を得て、電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。(ただし、社員総会に出席しない正会員が電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。)

(議長)

第30条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第32条 社員総会の議事は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第33条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会規則)

第 36 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 理事会

(構成)

第 37 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める内部管理体制の整備
- (6) 第 22 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 17 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(議決)

第 42 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、または記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 46 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産の管理・運用は、専務理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 50 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第 51 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

(剰余金の不配当)

第 52 条 この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 54 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、一般法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産の贈与)

第 56 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、社員総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、認定法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 58 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 60 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び社員総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 63 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 62 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(公告)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 65 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 池田 徹

氏名 池本 修悟

1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。

3 文意を損なわない範囲での事務的な修正については事務局長に一任する

平成27年6月15日一部変更

平成29年6月19日 一部変更

平成30年1月25日 一部変更

平成30年 6月 8日 一部変更

平成31年4月1日 一部変更

令和 3 年 11 月 25 日 一部変更

令和 5 年 6 月 23 日 一部変更

貸 借 対 照 表
2024 年 3 月 31 日 現在

公益社団法人ユニバーサル志縁センター

(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金	96,461	96,461	0
普通預金	35,486,403	25,803,386	9,683,017
郵便振替口座	163,388	763,665	△ 600,277
現金預金合計	36,216,878	26,851,688	9,365,190
他の流動資産			
未収金	9,005,377	6,080,182	2,925,195
商品	334,033	334,033	0
立替金	45,046	47,463	△ 2,417
前払費用	224,990	185,418	39,572
他の流動資産合計	9,609,446	6,647,096	2,962,350
流動資産合計	45,826,324	33,498,784	12,327,540
2.固定資産			
特定資産			
預金マインクラフトカップ	0	13,067,797	△ 13,067,797
預金JANPIA	72,198,800	119,252,405	△ 47,053,605
預金ささえあい基金	1,320,000	812,000	508,000
管理体制整備資金	0	7,937,724	△ 7,937,724
特定資産合計	73,518,800	141,069,926	△ 67,551,126
その他固定資産			
什器備品	4,736,641	3,738,650	997,991
減価償却累計額	△ 2,683,992	△ 1,167,788	△ 1,516,204
預託金	10,000	10,000	0
保証金	463,746	263,746	200,000
その他固定資産合計	2,526,395	2,844,608	△ 318,213
固定資産合計	76,045,195	143,914,534	△ 67,869,339
資産合計	121,871,519	177,413,318	△ 55,541,799

貸 借 対 照 表
2024 年 3 月 31 日 現在

公益社団法人ユニバーサル志縁センター

(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1.流動負債			
未払金	19,686,756	18,294,485	1,392,271
預り金	848,175	815,616	32,559
流動負債合計	20,534,931	19,110,101	1,424,830
2.固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	20,534,931	19,110,101	1,424,830
Ⅲ 正味財産の部			
【指定正味財産】			
民間助成金	73,518,800	124,332,202	△50,813,402
受託収益	0	8,800,000	△8,800,000
特定正味財産合計	73,518,800	133,132,202	△ 59,613,402
(うち特定資産への充当額)	73,518,800	133,132,202	△ 59,613,402
【一般正味財産】			
一般正味財産合計	27,817,788	25,171,015	2,646,773
(うち特定資産への充当額)	0	7,937,724	△ 7,937,724
正味財産合計	101,336,588	158,303,217	△56,966,629
負債正味財産合計	121,871,519	177,413,318	△55,541,799

比較正味財産増減計算書
当期:2023年度 2023/04/01～2024/03/31
公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(円)

科 目	当 期	前 期	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
特定資産受取利息	380	119	261
受取入会金			
受取入会金合計	0	0	0
受取会費			
正会員受取会費	700,000	620,000	80,000
賛助会員受取会費	4,000,000	4,300,000	△ 300,000
受取会費合計	4,700,000	4,920,000	△ 220,000
事業収益			
書籍等販売収益	1,200	54,220	△ 53,020
イベント等企画事業収益	870,398	772,440	97,958
委員会謝金等収益	150,967	0	150,967
講座・相談会等事業収益	30,000	30,000	0
事業収益合計	1,052,565	856,660	195,905
受取補助金等			
受取国庫補助金	0	13,937,610	△ 13,937,610
受託収益	15,224,000	20,769,500	△ 5,545,500
受取民間助成金	86,590,000	75,500,203	11,089,797
日本民間公益活動連携機構	550,180	5,191,431	△ 4,641,251
受託収益振替額	8,800,000	0	8,800,000
受取補助金等振替額	114,257,392	100,525,093	13,732,299
受取補助金等合計	225,421,572	215,923,837	9,497,735
受取負担金			
受取負担金合計	0	0	0
受取寄付金			
受取寄付金	33,020,259	32,930,300	89,959
受取寄付金合計	33,020,259	32,930,300	89,959
雑収益			
受取利息	204	218	△ 14
雑収益	258,944	62,382	196,562
雑収益合計	259,148	62,600	196,548
経常収益合計	264,453,924	254,693,516	9,760,408
(2)経常費用			
事業費			
事)役員報酬	6,800,000	2,391,668	4,408,332

比較正味財産増減計算書
当期:2023年度 2023/04/01～2024/03/31
公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(円)

科 目	当 期	前 期	増 減
事)給料手当	22,778,555	23,459,695	△ 681,140
事)賞与	2,579,800	2,766,667	△ 186,867
事)通勤費	644,591	260,444	384,147
事)法定福利費	4,821,531	3,222,965	1,598,566
事)福利厚生費	24,531	41,791	△ 17,260
事)研修費	166,000	2,500	163,500
事)会議費	515,350	639,567	△ 124,217
事)会場費	1,730,978	768,723	962,255
事)交際費	58,441	480,473	△ 422,032
事)旅費交通費	9,937,592	9,524,685	412,907
事)通信運搬費	1,799,091	1,952,805	△ 153,714
事)減価償却費	43,266	0	43,266
事)消耗什器備品費	47,421	99,000	△ 51,579
事)広告宣伝費	11,633,865	19,208,744	△ 7,574,879
事)消耗品費	1,224,009	546,163	677,846
事)事務用品費	0	65,666	△ 65,666
事)修繕費	157,300	0	157,300
事)印刷製本費	1,499,504	1,574,328	△ 74,824
事)リース料	511,152	467,921	43,231
事)光熱水料費	197,014	263,198	△ 66,184
事)賃借料	0	78,650	△ 78,650
事)支払地代家賃	2,057,763	1,924,895	132,868
事)保険料	114,333	55,439	58,894
事)諸謝金	811,000	2,128,109	△ 1,317,109
事)租税公課	11,695	16,950	△ 5,255
事)支払負担金	3,531,508	1,679,040	1,852,468
事)支払会費	106,400	106,400	0
事)支払助成金	111,062,218	107,232,030	3,830,188
事)支払寄付金	25,527	0	25,527
事)委託費	71,773,816	56,102,150	15,671,666
事)イベント費	0	618,253	△ 618,253
事)支払手数料	2,216,160	1,257,369	958,791
事)雑費	11,190	24,509	△ 13,319
事業費計	258,891,601	238,960,797	19,930,804
管理費			
役員報酬	0	108,332	△ 108,332
給料手当	49,708	482,794	△ 433,086
賞与	200	0	200

比較正味財産増減計算書
当期:2023年度 2023/04/01～2024/03/31
公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(円)

科 目	当 期	前 期	増 減
通勤費	505	186	319
法定福利費	29,678	181,477	△ 151,799
福利厚生費	1,291	2,200	△ 909
会議費	869	2,791	△ 1,922
交際費	2,330	400	1,930
旅費交通費	7,455	18,892	△ 11,437
通信運搬費	22,926	20,688	2,238
減価償却費	1,472,938	1,167,788	305,150
広告宣伝費	1,368	1,353	15
消耗品費	2,157	93,575	△ 91,418
印刷製本費	12,071	16,870	△ 4,799
リース料	14,208	13,659	549
光熱水料費	10,369	13,852	△ 3,483
支払地代家賃	55,937	56,065	△ 128
保険料	2,997	2,123	874
諸謝金	4,000	3,000	1,000
租税公課	605	760	△ 155
支払会費	5,600	5,600	0
支払寄付金	1,344	0	1,344
委託費	8,800	28,131	△ 19,331
支払報酬	1,155,000	957,000	198,000
支払手数料	15,758	8,467	7,291
雑損失	0	98,482	△ 98,482
雑費	37,436	171	37,265
管理費合計	2,915,550	3,284,656	△ 369,106
経常費用計	261,807,151	242,245,453	19,561,698
評価損益等調整前当期経常増減額	2,646,773	12,448,063	△ 9,801,290
当期経常増減額	2,646,773	12,448,063	△ 9,801,290
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益合計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,646,773	12,448,063	△ 9,801,290
一般正味財産期首残高	25,171,015	12,722,952	12,448,063
一般正味財産期末残高	27,817,788	25,171,015	2,646,773

比較正味財産増減計算書
当期:2023年度 2023/04/01~2024/03/31
公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(円)

科 目	当 期	前 期	増 減
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	133,132,202	105,685,636	27,446,566
受取民間助成金	73,518,800	124,332,202	△ 50,813,402
受取収益	0	8,800,000	△ 8,800,000
民間助成金振替額	124,332,202	105,685,636	18,646,566
受取収益振替額	8,800,000	0	8,800,000
指定正味財産期末残高	73,518,800	133,132,202	△ 59,613,402
Ⅲ 基金増減の部			
Ⅳ 正味財産期末残高	101,336,588	158,303,217	△ 56,966,629

財 産 目 録
2024年3月31日現在

公益社団法人ユニバーサル志縁センター				(単位:円)
貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産) 現金預金	現金	現金手元有り高		96,461
	普通預金			35,486,403
	--三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行		4,442,850
	--中央労働金庫	中央労働金庫		112,976
	--三菱UFJ銀行東日本復興基金	三菱UFJ銀行		317,675
	--三菱UFJ銀行0953707	三菱UFJ銀行		2
	--三菱UFJ 1440825 首都圏若	三菱UFJ銀行		2,793,255
	--中央労働金庫 184608 首都圏若	中央労働金庫		1,302,473
	--GMOあおぞらネット銀行1243467			185,895
	--GMOあおぞらネット銀行1243478			12,149,493
	--GMOあおぞらネット銀行1328366			1,669,577
	--GMOあおぞらネット銀行1344338			4,635,904
	--GMOあおぞらネット銀行1369545			72,321,516
	--GMOあおぞらネット銀行1473591			112,455
	--GMOあおぞらネット銀行1564562			5,506,646
	--GMOあおぞらネット銀行1571078			3,454,486
	--特定資産振替パルシステム			△ 1,320,000
	--特定資産振替JANPIA			△ 72,198,800
	郵便振替口座			163,388
	郵便振替00100-1-421027若者			470,626
他の流動資産	未収金			9,005,377
	--その他		実行団体からの返還予定額 7,139,071円 若サボ寄付金(Syncable) 174,306円 マイクラその他受託事業 1,692,000円	9,005,377
	商品		決算整理 書籍期末棚卸高 私らしさノート@450×20冊 9,000円 システムガイドブック@141.75×2,293冊 325,033円	334,033
	立替金			45,046
	--COJ			45,046
	前払費用			224,990
流動資産合計				45,826,324
(固定資産) 特定資産	預金JANPIA		助成金拠出者の定めた用途にあてるために保有している資金であり 公益目的事業の事業費として管理されている預金	72,198,800
	預金ささえあい基金		助成金拠出者の定めた用途にあてるために保有している資金であり 公益目的事業の事業費として管理されている預金	1,320,000
その他固定資産	什器備品	PC38台		4,736,641
	減価償却累計額			△ 2,683,992
	預託金			10,000
	--(一社)協同総合研究所			10,000
	保証金			463,746
固定資産合計				76,045,195
資産合計				121,871,519
(流動負債)	未払金			19,686,756
	--社会保険料			670,698
	--その他		2023年度JANPIA助成金返金額 2,875,557円 2023年度JANPIA助成金実行団体からの戻り金返金額 7,199,253円 2023年度若者おうえん基金助成金 3,000,000円 2024年3月度未払賃金 316,288円 2024年3月度委託費 4,078,400円 その他2023年度3月度経費 1,546,560円	19,016,058
	預り金			848,175
	--社会保険料			654,714
	--源泉所得税(特例納付)			193,461
流動負債合計				20,534,931
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				20,534,931
正味財産合計				101,336,588